

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝倉市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県朝倉市長

公表日

令和6年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

生活保護法、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

- ①保護の実施に関する事務
- ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務
- ④保護の停止又は廃止に関する事務
- ⑤資料の提供等の求めに関する事務
- ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
- ⑨保護に要する費用の返還に関する事務
- ⑩徴収金の徴収に関する事務

番号法の別表第二に基づいて、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。

⑪医療扶助のオンライン資格確認

・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携

朝倉市福祉事務所がオンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。(朝倉市福祉事務所の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報/医療券・調剤券情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)

<委託元:朝倉市福祉事務所>

・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理

朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、朝倉市福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する

・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務

朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本5情報等)を取得する。

・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等

朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。

②事務の概要

③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の15の項 2. 番号法第9条第2項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 4. 朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第19条 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) : 第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59条の2の2、59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所保護係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7552 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-hogo@city.asakura.lg.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所保護係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7552 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-hogo@city.asakura.lg.jp
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	5.の②所属長	福祉事務所長 羽野 正隆	福祉事務所長 田中 一孝	事後	人事異動による変更
平成29年9月15日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条 ※別表第二の14、15、24、27、30、50、90、116、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59条の2 ※別表第二の21、24、30、90、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。	事後	
平成30年6月25日	4-② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59条の2 ※別表第二の21、24、30、90、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59条の2 ※別表第二の21、30、90、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。	事後	
平成30年6月25日	5-② 所属長の役職者名	福祉事務所長 田中 一孝	福祉事務所長	事前	
平成30年6月25日	7 請求先	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所管理係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-hogo@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所管理係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7552 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-hogo@city.asakura.lg.jp	事後	
平成30年6月25日	8 連絡先	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所管理係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-hogo@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所管理係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7552 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-hogo@city.asakura.lg.jp	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	4-② 法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59条の2 ※別表第二の21、30、90、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59条の2 ※別表第二の21、30、90、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	追記	事後	新様式による変更
令和2年6月22日	4-② 法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59条の2 ※別表第二の21、30、90、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59条の2、60 ※別表第二の21、30、90の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	事後	
令和3年11月5日	8 連絡先	<p>郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所管理係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7552 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-hogo@city.asakura.lg.jp</p>	<p>郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所保護係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7552 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-hogo@city.asakura.lg.jp</p>	事後	
令和3年11月5日	4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護結果(却下)通知書を届出者へ通知する。</p> <p>②安定した職業についたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>生活保護法、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務 ②就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③被保護者健康管理支援事業に関する事務 ④保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	表記内容の見直し
令和4年12月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		<p>⑤医療扶助のオンライン資格確認 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 朝倉市福祉事務所がオンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券調剤券情報の提供を行う。(朝倉市福祉事務所の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報/医療券・調剤券情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)</p>	事前	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日			<p><委託元:朝倉市福祉事務所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 <p>朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、朝倉市福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 <p>朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 <p>朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの
令和4年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー	1. 生活保護システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	I 関係情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) : 第19条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59条の2、60 ※別表第二の21、30、90の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) : 第19条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59条の2の2、59条の3</p>	事後	表記内容の見直し
令和4年12月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月14日 時点	令和4年12月12日 時点	事後	見直しによる修正
令和4年12月27日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月14日 時点	令和4年12月12日 時点	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>生活保護法、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務 ②就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③被保護者健康管理支援事業に関する事務 ④保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>生活保護法、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月30日		<p>⑤医療扶助のオンライン資格確認 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 朝倉市福祉事務所がオンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報／医療券調剤券情報の提供を行う。(朝倉市福祉事務所の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報／医療券・調剤券情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)</p>	<p>⑪医療扶助のオンライン資格確認 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 朝倉市福祉事務所がオンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報／医療券・調剤券情報の提供を行う。(朝倉市福祉事務所の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報／医療券・調剤券情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月30日		<p><委託元:朝倉市福祉事務所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 <p>朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、朝倉市福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 <p>朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 <p>朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	<p><委託元:朝倉市福祉事務所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 <p>朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、朝倉市福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 <p>朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本5情報等)を取得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 <p>朝倉市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事後	医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務において、個人番号を基に住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から取得する本人確認情報を本人確認情報(基本4情報等)から本人確認情報を(基本5情報等)へ変更する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月30日	I 関係情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の15の項 2. 番号法第9条第2項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 4. 朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の4の項	事後	
令和5年10月30日	I 関係情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) :第19条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59条の2の2、59条の3</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) :第19条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113,116、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59条の2の2、59条の3</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月12日 時点	令和5年10月30日 時点	事後	
令和5年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月12日 時点	令和5年10月30日 時点	事後	
令和5年10月30日	Ⅳ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和5年10月30日	Ⅳ リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除 く。)	提供・移転しない	十分である	事後	